「令和4年版県民活動白書」の概要について

山口県県民活動促進条例第 14 条の規定により、本県の県民活動の促進の状況及び県民活動 に関する施策について報告するもの。概要等は次のとおり。

I 報告のポイント

- ・県民活動の現状等を継続的に把握するために、毎年度「県民活動団体の活動実態調査」を 実施し、その結果を掲載するとともに、県、市町、関係団体の取組を取りまとめて掲載
- ・「山口県県民活動促進基本計画」に掲げる3つの基本方針「県民活動への理解と参加の 促進」「県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり」「県民活動団体と多様な 主体との協働の推進」に基づいて取り組んだ、令和3年度県民活動関連施策の実績及び 令和4年度県民活動関連施策の計画を掲載

Ⅱ 報告書の概要

第1部 県民活動の現状と課題

【県民活動団体数】

令和3年度:2,445 団体

年 度	H29	Н30	R1	R2	R3
団体数	2, 314	2, 374	2, 431	2, 443	2, 445

【県民活動への参加】

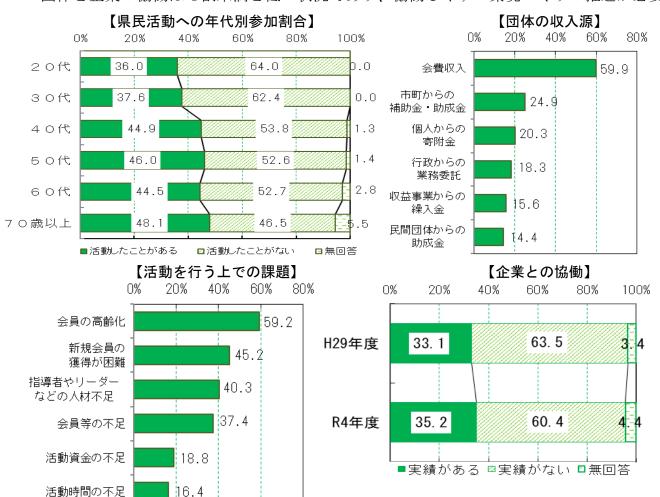
県民活動に参加したことのある県民の割合は5割を切り、特に30代以下の若年層の参加割合が低いことから、参加しやすい環境づくりの推進が必要

【団体の基盤】

主な収入源として会費収入をあげている団体が約6割で、財政基盤の弱い団体が多い。 さらに、会員の高齢化など人材に関する課題が上位を占めており、団体の基盤強化が必要

【協働】

団体と企業の協働は4割未満と低い状況であり、協働しやすい環境づくりの推進が必要



第2部 令和3年度県民活動関連施策の実績

基本方針1 県民活動への理解と参加の促進

ENDIAL TOTAL CONTROLLE					
施策の展開方向	事業の概要				
県民活動参加のきっかけづくりと	●県民活動推進事業				
裾野の拡大	・大学生向けボランティア団体活動説明会				
	4回 4団体・学生 264名				
	・新たなNPO情報発信力向上セミナー				
	3回 65名				
山口ゆめ花博を契機とした県民	●県民ゆめはなアクション推進事業				
活動の継続的な展開	・県民活動アンバサダーによる出前講座				
	12 回 201 名				
	活動希望に沿ったボランティアのマッチング				
	ゆめ花マルシェ等へのボランティア 74名				

基本方針2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

を予力到と 宗氏活動団体の日立・特赦的先展に同じた環境ランツ				
施策の展開方向	事業の概要			
県民活動団体の人材育成、活動の場	●県民活動推進事業			
の提供、ネットワークづくり	・資金調達手法等のセミナー			
	5回 142名			
	・ソーシャルビジネス交流会			
	61 名			
自立的活動に向けた財政基盤の	●域外パワー活用地域貢献推進事業			
強化	・プロボノの活用			
	受入5団体 プロボノワーカー 23名			
	オンライン報告会 47名			

基本方針3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

施策の展開方向	事業の概要
コーディネート機能の強化と協働	●県民活動推進事業
推進の環境づくり	・協働関係強化セミナー
	企業7社・団体等 50名
	・協働事例集の作成
「あいかさねっと」を活用した	●県民活動推進事業
マッチングの推進	・あいかさねっとマッチング数
	421 名 累計 1, 292 名

第3部 令和4年度県民活動関連施策の計画

基本方針1:県民活動への理解と参加の促進

- ●県民活動推進事業
- ・大学生向けボランティア団体活動説明会等の開催
- ●県民ゆめはなアクション推進事業
- ・ボランティア情報の発信、出前講座・意見交換会

基本方針2:県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

●県民活動推進事業

- ・資金調達手法等のセミナーの開催
- ●域外パワー活用地域貢献推進事業
- ・プロボノによる支援、活動成果の情報発信、交流会の開催

基本方針3:県民活動団体と多様な主体との協働の推進

●県民活動推進事業 ・企業等との協働関係強化セミナーの開催 ・「あいかさねっと」の利用促進

第4部 市町における取組

- ○市町における県民活動に関する条例・計画の状況や活動概況、取組方針等
- ○県・市町民活動支援センター等の県民活動支援拠点(機関)の取組

「山口県県民活動促進基本計画」の第4次改定について

計画の概要

[根拠] 「山口県県民活動促進条例」に基づき、県民活動施策を総合的かつ計画 的に推進するための指針

[期間] 2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間

改定の基本的な考え方

地域コミュニティの担い手不足や機能低下、国・県の取組など県民活動を巡る情勢の変化等を踏まえるとともに、コロナ後も見据え、更なる県民活動の活発化を図るため必要な改定を行う。

≪改定の視点≫

- 参加の促進
- 県民活動団体の基盤強化
- 協働の推進

≪基本目標≫ 誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る 「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

主な改定内容

31 	現行計画	改定計画 (案)			
計画期間	2018年度~2022年度	2022 年度~2026 年度			
	3本柱	3本柱			
	1 県民活動への理解と参加 の促進	1 県民活動への理解と参加の促進 新 イベントの開催による県民活動への 理解と参加の促進 新 若年層の参加促進に向けた大学等 との連携			
施 策 の 基本方針	2 県民活動団体の自立・持 続的発展に向けた環境づ くり	2 県民活動団体の基盤強化に向けた 人づくり・環境づくり 新 プロボノの活用による県民活動 団体の基盤強化 新 県民活動団体のデジタル化の推進			
	3 県民活動団体と多様な主 体との協働の推進	3 県民活動団体と多様な主体との協働 の推進 新 協働ファシリテーターによる協働 の推進			
	数値目標の設定〔評価指標〕	数値目標の設定〔評価指標〕			

改定スケジュール

令和4年 8月 第1回県民活動審議会(改定の方向性、骨子案)

9月 県議会環境福祉委員会報告(骨子案)

11月 第2回県民活動審議会(素案審議)

12月 県議会環境福祉委員会報告(素案)、パブリックコメント

令和5年 2月 第3回県民活動審議会(最終案審議)

3月 県議会環境福祉委員会報告(最終案)、計画公表·配布

山口県県民活動促進基本計画(第4次改定版:骨子案)の概要

第1章 計画改定の背景と趣旨

1 計画策定の経緯

現行の第3次計画の期間満了(2023年3月)や県の新たな総合計画の策定、県民活動を巡る情勢の変化等を踏まえ改定

2 計画の位置づけ

県民活動促進条例に基づく県民活動に関する施策を総合的・ 計画的に推進するための基本指針

3 計画の期間

2022 年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間

4 県民活動を巡る情勢の変化

- ○地域コミュニティの担い手不足と機能低下
- ○コロナ禍を契機とした人々の意識の変化やデジタル化の進展
- ○地方への関心の高まり、人の流れ

5 計画改定の視点

- ・参加の促進
- ・県民活動団体の基盤強化
- 協働の推進

第2章 県民活動の定義と役割等

1 県民活動の定義

コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動

2 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が地域の課題解決に取り組む際、様々な主体 (行政、企業、大学、県民活動支援拠点・機関等)と連携・協働 することが重要

第3章 県民活動の現状と課題

現、状	課題
・若年層の参加割合が低い ・ボランティアの応募が不足	・若年層の参加促進 ・参加しやすい環境づくり ・普及啓発・情報発信の強化
・財政基盤が弱い団体が多い ・会員の高齢化、新規会員・スタ ッフ確保が困難 ・市町民活動支援センターの役割 への期待が大きい	・団体の基盤強化・多様な人材育成・確保・情報発信力の強化・県民活動支援センターと市町民 活動支援センターの連携強化
・企業や団体との協働が進んでいない	・マッチングの推進・取組支援と情報共有・協働しやすい環境づくり

第4章 施策の展開

■ 基本目標

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る 「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

1 県民活動への理解と参加の促進

(1) 情報発信と普及啓発

新(2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進

- ○県民活動団体の魅力発信と団体間の交流促進
- ○若年層のボランティア体験やきっかけづくり

新(3) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携

- ○学生のニーズを踏まえた参加しやすい環境づくり
- (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供
- (6) 企業における社会貢献活動への参加促進
- (7) 寄附への理解促進

2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

- (1) 県民活動支援センターの機能強化
- (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進
- (3) 中間支援団体の育成と連携

拡(4) 様々な資金調達手法の普及啓発

- ○労働者協働組合の普及啓発
- (5) NPO法改正への対応

新(6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化

- ○「プロボノワーカーバンク」の創設
- ○「プロボノコンシェルジュ」によるマッチング・活動支援

新(7) 県民活動団体のデジタル化の推進

- ○団体の運営・活動のデジタル化への取組支援
- ・県民活動支援センターの Zoom ルームの活用やオンラインに係る技術的助言等を通じた取組促進
- ・デジタルに精通したプロボノワーカーと県民活動団体の マッチングや若年層によるデジタル化への取組支援
- ○NPO法関連手続のオンライン化の普及促進

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

(1)「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

新(2)「協働ファシリテーター」による協働の推進

- ○「統括協働ファシリテーター」の配置
- ○「地域協働ファシリテーター」の養成・配置
- ○情報共有・検討会議の開催
- (3) 県との協働推進
- (4) 市町との協働推進
- (5) 企業との協働推進
- (6) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携(再掲)

〔評価指標〕

1 県民活動団体数

 $(2,445 (R3) \rightarrow 2,590 (R8))$

施策1

新 2 県民活動団体への若年層の参加割合

施策1

3 地域の支援センターの設置市町数

【11 市町 (R3) → 全 19 市町(R8)】

【3割以上:16.5% (R3) → 増やす(R8)】

施策 2

4 認定NPO法人数

【10 法人 (R3) → 15 法人(R8)】

【 - → 累計:100人(R8)】

施策 2

新 5 プロボノワーカーバンクの登録者数

施策 2

6 「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数

【累計:1,292人(R3) → 2,700人(R8)】

施策3

第5章 計画の推進

1 推進体制

関係部局や市町、県民活動支援機関等と緊密な連携による 計画の推進

2 進行管理

毎年度、県民活動白書を作成し公表、社会情勢の変化等を踏まえ計画全体の内容を点検し、内容の見直しを実施

山口県県民活動促進基本計画

第4次改定版

(骨子案)

2022年(令和4年)8月 山 口 県

目 次

																	頁
第	1 🗓	章	計画改	定の背	景と詞	亚旨											
	1	言	画策定	の経緯													1
	2	計	画の位	置づけ													1
	3	計	画の期	間													1
	4	県	民活動	を巡る	情勢の	変化											1
	5	言	画改定	の視点													2
		(1)	参加の	促進													
		(2)	県民活	動団体の	の基盤	強化											
		(3)	協働の	推進													
第	2 1	章	県民活	動の定	義と征	殳割等	F										
	1	県	民活動	の定義		•••••						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••		•••••	3
	2	県	民活動	団体と:	各主体	に期待	寺され	れる	役割				• • • • • •			••••	3
第	3 1	章	県民活	動の現	状と記	果題											
	1	県	民活動	への参え	加状況	と課匙											
	2		民活動		-				•••••								
	3	県	民活動	団体と	他の主	体との	り協信	働の	状況と	ヒ課題	<u>[</u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	•••••		•••••	7
			14-44-a														
第	41	•	施策の		·····												8
	1		民活動				建進	••••	•••••			•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	9
			情報発				-	r.i	~ ~ # #	·		<i>t</i> → <i>M</i> .					
		. ,	イベン								*刀[(/)	促進					
			若年層							_ , .	- /III > <i>LL</i> -						
		(4)	地域づ								, – –		п.				
		. ,	世代別								機会	の提[共				
		` '	企業に		,		切 へ((1) 麥	川促攻	<u></u>							
		(7)	寄附へ	の埋解	正進												
	2	県	民活動	団体の	基盤強	化に向	句けが	た人	づくり	丿・ 環	環境づ	くり					11
		(1)	県民活	動支援	センタ	一の榜	幾能引	強化									
		(2)	市町民	活動支	援セン	ターと	とのi	連携	と設置	置促進	1						
		(3)	中間支	援団体の	の育成	と連携	售										
		(4)	様々な	資金調.	達手法	の普及	及啓 🤄	発									
		(5)	ΝΡΟ	法改正	への対	応											
		(6)	プロボ	ノの活	用によ	る県民	民活動	動団	体の基	基盤 強	化						
		(7)	県民活	動団体の	のデジ	タル化	との‡	推進									

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進
(1)「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
(2)「協働ファシリテーター」による協働の推進
(3) 県との協働推進
(4) 市町との協働推進
(5) 企業との協働推進
(6) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携(再掲)
第5章 計画の推進
1 推進体制
2 進行管理

第1章 計画改定の背景と趣旨

1 計画策定の経緯

- 1998年(平成10年)12月から特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)が施行され、県内でもNPO法人が芽生え始めたことから、1999年(平成11年)10月には「やまぐち県民活動支援センター」(以下「県民活動支援センター」という。)を設置し、幅広い県民活動を支援してきました。
- こうした中、2001 年(平成 13 年)に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができ、この博覧会を通じ、県民活動の重要性が改めて認識され、その限りない可能性が証明されました。
- こうして培われた県民活動の成果を新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」(以下「条例」という。)を制定するとともに、民間の支援拠点として「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- 〇 そして、2003年(平成15年)3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」(以下「計画」という。)を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その後、2008年(平成20年)3月に計画の第1次改定を、また、2013年(平成25年)3月に第2次改定、2018年(平成30年)11月に第3次改定を行い、市町や関係団体等との連携により、県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

2 計画の位置づけ

条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

3 計画の期間

2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とします。

4 県民活動を巡る情勢の変化

- 若年層の都市部への人口流出や少子・高齢化に伴う人口減少により、地域コミュニティの担い手が減少するとともに、コロナ禍の影響による交流の機会の減少等により、地域における人と人とのつながりが薄れ、地域活動が停滞する等、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。
- 一方、コロナ禍は、人々の意識や価値観、働き方に大きな変化をもたらし、都市部 の人々の地方への関心が高くなるなど人の流れが生まれています。また、デジタル活 用が広がり、我々の日常生活においても、急速にデジタル化が進展しました。

5 計画改定の視点

(1)参加の促進

- 県内のNPO法人等の県民活動団体数は順調に増加し、県民活動は着実に広がりを見せています。こうした中、県民誰もが県民活動に参加できるようにするためには、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。
- また、若年層の県民活動への参加割合が低いことから、ボランティア参加のきっかけづくりとして、イベントの開催や大学等との連携による参加促進が必要です。

(2) 県民活動団体の基盤強化

- 多くの県民活動団体は人材や資金不足等の課題を抱えており、県民活動団体が自 らの目的を達成していくためには、プロボノ(※1)の活用や様々な資金調達手法に より、人的・財政的基盤を強化していくことが必要です。
- また、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展により、これまでの対面による活動のみならず、オンライン会議などデジタルを活用した活動の推進も必要となっており、デジタル化への取組支援が求められています。

(3)協働の推進

- ボランティアのマッチングを推進していくためには、ボランティアをしたい個人・ 団体・企業とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ、やまぐち社会貢献活動支 援ネット「あいかさねっと」の更なる利用促進が求められています。
- また、多様化・複雑化している地域課題を解決するためには、県民活動団体が企業や県、市町、大学等の多様な主体と協働することが効果的であり、多様な主体との合意形成には、専門的な手法により目的に導いていくファシリテーター(※2)による協働の推進が必要です。

※1 プロボノ

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動

※2 ファシリテーター

課題解決に向けた合意形成のため、中立的な立場で、県民活動団体と企業、行政 等多様な主体との協働をコーディネートする者

第2章 県民活動団体の定義と役割等

1 県民活動の定義

県民活動とは、営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であり、具体的には次表のように捉えることとします。

活動の種類	特一徵 等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、 他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動 (寄附もボランティア活動に含まれます。)
N P O 活 動	NPO法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※NPOは、Non Profit Organizationの略

2 県民活動団体と各主体に期待される役割

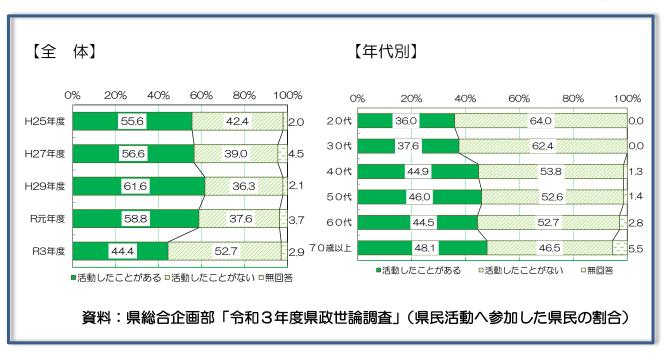
県民活動団体が、地域の課題解決に取り組むとき、地域を構成する多様な主体と連携・協働することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。

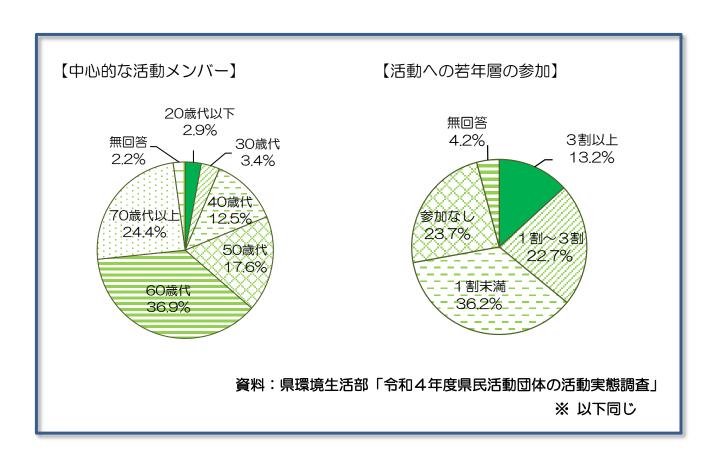
県 ・県民活動促進の体制整備 県民活動支援拠点 市 町 ・市町等との連携 ・職員の意識向上 ・地域内の県民活動促進に ・情報提供、相談、交流等 向けた環境づくり ・団体のネットワークづくり ・住民主体の地域づくり ・協働推進のコーディネート 連携・情報交換・意見交換 県民活動支援機関 大学等の高等教育機関 ・助成事業など事業活動を通 ・県民活動への参加 企 業 じた支援 ・豊富な知的資源の提供 ・県民活動への参加 ・事業所内の環境づくり 支 援 連携・協働 県 民 県民活動団体 参加の呼びかけ ・社会参加の機会提供 ・県民活動への理解と参加 ・地域課題解決の主体 ・寄附、事業活動のチェック ・公共的サービスの担い手 参加

第3章 県民活動の現状と課題

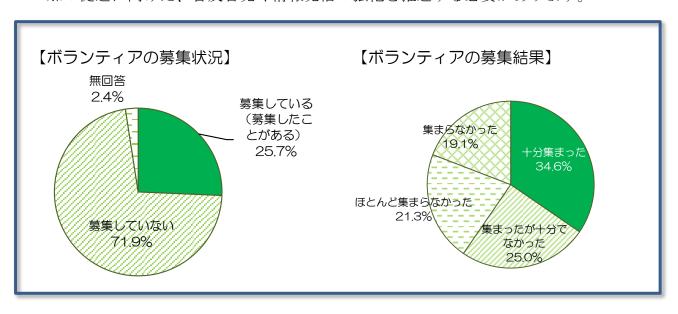
1 県民活動への参加状況と課題

(1) 県民活動へ参加したことのある県民の割合が5割を切り、特に30代以下の若年層の参加割合が低いことから、参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。



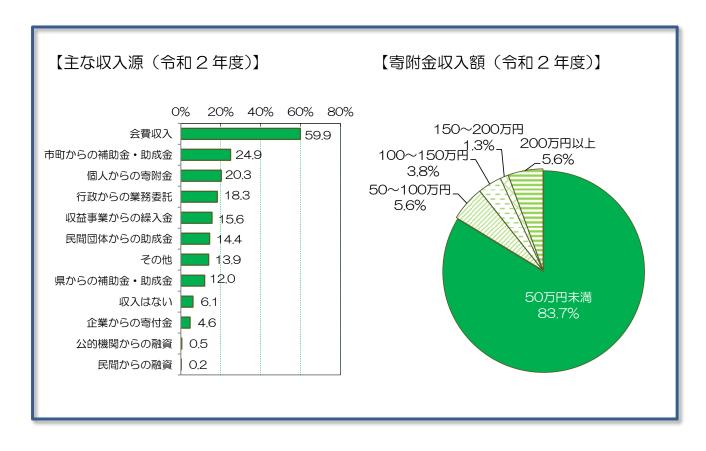


(2) ボランティアを募集した結果、十分に集まった団体は約3割にとどまっており、参加の促進に向けた、普及啓発や情報発信の強化を推進する必要があります。



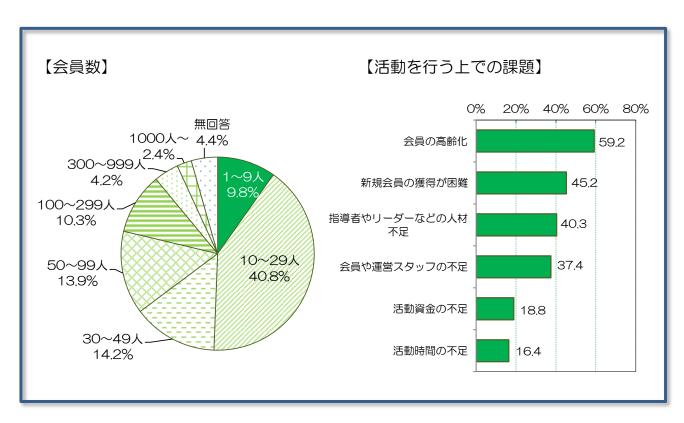
2 県民活動団体の状況と課題

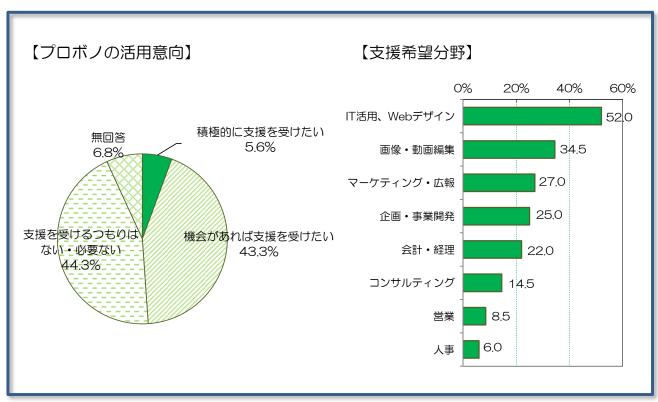
(1)主な収入源として会費収入をあげている団体が約6割、また、寄附金収入額が50万円未満の団体が8割を超えており、財政基盤が弱い団体が多いため、財政基盤強化に向けた取組を推進する必要があります。



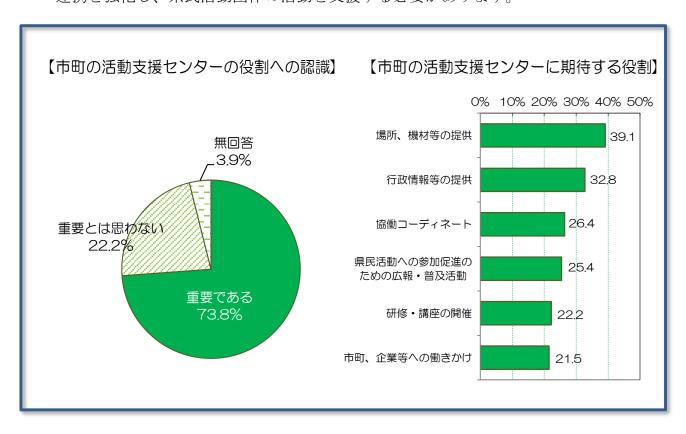
(2) 会員数が30人未満の団体が約半数を占め、「会員の高齢化」や「新規会員の獲得が 困難」など、人材に関する課題が上位を占めています。

また、プロボノワーカーによる支援を受けたい団体の割合が約半数を占め、支援を 受けたい分野はデジタル分野が上位を占めており、プロボノの活用により団体の基盤 強化に向けた取組を推進する必要があります。



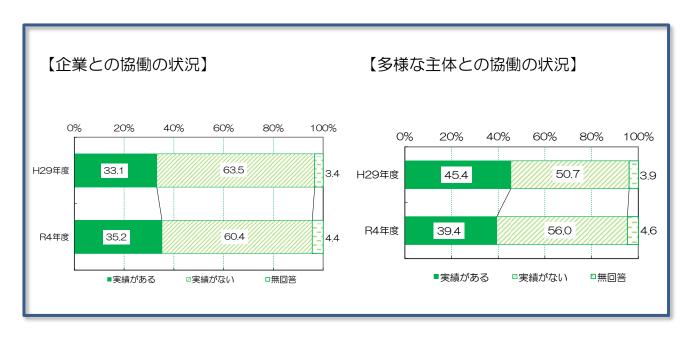


(3) 市町民活動支援センターの役割への期待が大きく、県と市町の活動支援センターの連携を強化し、県民活動団体の活動を支援する必要があります。



3 県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題

企業や県、市町、大学等の多様な主体と協働したことがある団体の割合が4割未満と低い状況にあり、協働しやすい環境づくりを推進する必要があります。



第4章 施策の展開

基本目標の実現のため、3つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

【基本目標】

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る 「安心で希望に満ちた山口県」の実現

基本方針 1

県民活動への理解と 参加の促進

- (1)情報発信と普及啓発
- (2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進
- (3) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携
- (4)地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の 提供
- (6) 企業における社会貢献活動への参加促進
- (7) 寄附への理解促進

基本方針 2

県民活動団体の基盤 強化に向けた人づく り・環境づくり

- (1) 県民活動支援センターの機能強化
- (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進
- (3) 中間支援団体の育成と連携
- (4)様々な資金調達方法の普及啓発
- (5) NPO法改正への対応
- (6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化
- (7) 県民活動団体のデジタル化の推進

基本方針3

県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- (1)「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
- (2)「協働ファシリテーター」による協働の推進
- (3) 県との協働推進
- (4) 市町との協働推進
- (5)企業との協働推進
- (6) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携

1 県民活動への理解と参加の促進

地域づくりの推進力となる県民活動を活発化させるため、県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていくための普及啓発に努め、参加を促進します。

(1)情報発信と普及啓発

県民活動を多様な広報媒体等によって広く県民に発信するとともに、10月・11月の「県民活動促進期間」を中心に、市町や関係団体等と連携して普及啓発活動を積極的に展開します。

(2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進

イベントの開催により、県民活動団体の発表の場や団体間の交流促進の場を創出するとともに、若年層のボランティア体験やきっかけづくりを行うことにより、県民活動への理解と参加を促進します。

(3) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携

学生のニーズを踏まえた参加しやすい環境づくりに努めるとともに、高校や大学等と連携し、県民活動団体の活動紹介や体験会など、参加促進のための取組を推進します。

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

災害ボランティア、環境保全活動、中山間地域づくりなど、地域づくりの推進力となる県民活動への参加を促進します。

(5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供

若年層、中堅世代及びシニア世代などの世代別や生活環境に合わせた活動の場や機会の提供等により、誰もが県民活動に参加できるよう努めます。

(6) 企業における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である企業は、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会貢献活動への参加が期待されており、企業が積極的に社会貢献活動へ参加できるよう環境づくりを進めます。

(7) 寄附への理解促進

県民が県民活動団体に寄附することは、活動を支える一つの方法であり、社会貢献に繋がることから、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附への理解を促進します。

【評価指標】

「県民活動団体への理解と参加の促進」の評価指標として、「県民活動団体数」と「県 民活動団体への若年層の参加割合」を設定し、現状から着実な増加を図ることを目標と します。

名 称	現状値	目標値		
用豆还新田	2, 445 団体	2,590 団体		
県民活動団体数	《2021年度(令和3年度)末》	《2026年度(令和8年度)末》		
県民活動団体への若	3割以上:16.5%	3割以上:増やす		
年層の参加割合	《2021 年度(令和 3 年度)》	《2026 年度(令和 8 年度)》		

2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

県民活動団体は、地域社会の担い手としての役割が拡大していますが、小規模な団体が 多く、財政運営基盤の強化や人材の育成・確保が求められています。

このため、県民活動支援センターや市町民活動支援センター、山口きらめき財団等と連携し、基盤強化に向けた人づくり・環境づくりを推進します。

(1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県民活動の中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、指定管理者制度を活用し、NPO法人の自主性や機動性を活かした運営による利用者のニーズや実情に応じた質の高いサービスに努めます。

(2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進

市町民活動支援センターは、県民活動団体が地域の特性を活かした活動ができるよう、地域の支援拠点として重要な役割を担っており、県民活動支援センターとの連携を強化し、その機能を強化します。

また、未設置の市町には、地域の実情に応じたセンターの設置ができるよう、必要に応じてノウハウや情報の提供など、設置に向けた支援を行います。

(3) 中間支援団体の育成と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、 重要な役割を担っており、中間支援団体の育成を図り、連携を強化します。

(4) 様々な資金調達手法の普及啓発

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があることから、寄附募集に関する研修会の開催や「クラウドファンディング」、「ソーシャル・ビジネス」、休眠預金の活用等、様々な資金調達手法の普及啓発を図ります。

また、2022 年(令和4年)10月に施行される労働者協同組合法により、組合員が出資し事業を行うことができる新たな法人形態が法制化された「労働者協同組合」の普及啓発を図ります。

(5) NPO法改正への対応

2020年(令和2年)のNPO法の改正では、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等によりNPO法人がより迅速に設立可能となる一方、公表内容の拡充も行われたところであり、適切な指導・周知を図ります。

また、認定NPO法人の提出書類の削減により、事務負担の軽減も行われたところであり、認定取得の促進を図ります。

(6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化

県民活動団体が抱えている課題は、会員の高齢化や会員・スタッフの不足等人材に 関する課題が上位であり、また、プロボノワーカーの支援を受けたい県民活動団体の 割合が約半数を占めています。

このため「プロボノワーカーバンク」を創設し、団体の課題やニーズを把握している「プロボノコンシェルジュ」によるマッチング・活動支援など、プロボノの活用により県民活動団体の基盤を強化します。

(7) 県民活動団体のデジタル化の推進

県民活動支援センターの Zoom ルームの活用やオンラインに係る技術的助言等を通じた取組を促進します。

また、デジタルに精通したプロボノワーカーと県民活動団体のマッチングや若年層によるデジタル化への取組支援を推進します。

国によるNPO法人のウェブ報告システムの運用開始(2022年(令和4年)12月) を踏まえ、オンライン手続の普及促進を図ります。

【評価指標】

「県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり」の評価指標として、「地域の支援センターの設置市町数」は、県下全域で必要な体制が整備されるよう、県内全19市町を目標値とします。

また、「プロボノワーカーバンクの登録者数」は、バンク創設以降 1 年間で 25 人の登録を目指し 100 人とし、「認定NPO法人数」は、1 年間で 1 法人増加の 15 法人を目標値とします。

名 称	現状値	目標値		
地域の支援センター	11 市町	19 市町		
の設置市町数	《2021年度(令和3年度)末》	《2026年度(令和8年度)末》		
プロボノワーカーバ		100 人		
ンクの登録者数(累計)		《2026年度(令和8年度)末》		
	10 法人	15 法人		
認定NPO法人数	《2021年度(令和3年度)末》	《2026年度(令和8年度)末》		

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体が単独で取り組むよりも、 行政や企業など多様な主体が役割を分担しながら取り組むことが効果的であることから、 協働の取組を推進します。

(1)「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進

ボランティアに関する情報をインターネットで提供し、ボランティアをしたい個人・団体・企業とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ、「あいかさねっと」の利用促進を図り、ボランティアのマッチングを推進します。

(2)「協働ファシリテーター」による協働の推進

県民活動支援センターに全県的なコーディネートを行う「統括協働ファシリテーター」を配置するとともに、市町民活動支援センターに「地域協働ファシリテーター」を養成・配置し、情報共有・検討会議の開催などにより、県民活動団体が多様な主体と協働できる体制を整備します。

(3) 県との協働推進

県民活動団体との協働により効率的・効果的な行政サービスが提供できるよう、各分野における施策、事業について積極的に協働を推進します。

(4) 市町との協働推進

市町との意見交換・情報交換や施策の連携等を行うとともに、県民活動支援センターと市町民活動支援センター等との連携を強化し、協働を推進します。

(5)企業との協働推進

企業と県民活動団体が相互理解を深めるため、協働のノウハウ・事例紹介等の普及 啓発を強化し、協働を推進します。

(6) 若年層の参加促進に向けた大学等との連携(再掲)

学生に県民活動への参加機会の提供を行うとともに、学生の自発的な活動が促進されるよう大学等と連携します。

【評価指標】

「県民活動団体と多様な主体との協働の推進」の評価指標として、「『あいかさねっと』 等を通じたボランティア活動マッチング数」を設定し、1年間で300人のマッチングを 目標値とします。

名 称	現状値	目標値
「あいかさねっと」等		
を通じたボランティ	1, 292	2, 700
ア活動マッチング数	《2021年度(令和3年度)》	《2026 年度(令和8年度)》
(累計)		

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内関係部局、市町及び県民活動支援機関等と緊密な連携を図りながら、取り組んでいきます。

2 進行管理

毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴いて適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。